平成30年度第２回　大阪府青少年健全育成審議会特別部会　議事概要

■日　時　　平成30年７月26日（木）午後２時～４時20分

■場　所　　大阪府庁本館５階　議会会議室２

■出席者　　大西委員、角野委員、曽我部委員、園田委員（部会長）、八山委員（五十音順）

■内　容

事務局　　ただいまから、平成30年度第２回大阪府青少年健全育成審議会特別部会を開催させていただきます。委員の皆様方には、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日、ご出席の特別部会の委員は７名中、５名の出席をいただいておりますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第５条第２項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

本日の配布資料については、次第、配席表、委員名簿、資料１と２、その他参考資料と、ピンクのファイルに前回の資料を綴じたものをお配りさせていただいています。なお、本部会は基本的には公開ですが、本日の議題（２）論点整理のなかで、規制のあり方に関しては、大阪府情報公開条例第８条及び第９条の規定に該当する情報について審議することから、非公開とさせていただきます。それでは、次第によりまして議事を進行してまいりたいと存じます。この後の進行につきましては、園田部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

部会長　　皆さんこんにちは。暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。それでは特別部会を始めたいと思います。前回は、児童ポルノ禁止法の概要と問題点についてお話をさせていただき、その後、意見交換を行いました。その際にご発言いただいたご意見を踏まえ、「自画撮り」と「児童ポルノ禁止法」に係る類型整理とそれぞれの論点の洗い出しについて、事務局と打合せの上、整理をしております。今日は次第にあるように、現行法令と整理した上で論点の整理をしていきたいと思います。

特に前回、問題提起がありました「児童からの自発的な働きかけ」に対して、どのような対策が有効かという点について議論を深めたいと思っています。まずは、おさらいの意味も含めて前回出た主な意見や資料の説明を事務局からお願いします。

事務局　　・参考資料により前回出た主な意見を簡単に説明

・資料１「自画撮り」と「児童ポルノ禁止法」に係る類型整理

・資料２　SNS等に起因した青少年の性被害等への対応に関する論点整理

部会長　　ありがとうございました。それでは、だいたい現行法令との関係も整理できたところで、児童の自発的な働きかけをどう捉えていくか、現行法令が規制していない未遂行為の部分等について規制が必要なのか等について議論を進めていきたいと思います。

ここからは、「捜査その他の公共の安全と秩序の維持」の活動に支障を及ぼす情報も取扱いますので、非公開とさせていただきたいと思います。各委員の皆様、よろしいでしょうか。

（委員より、異議なし）

部会長　　まず、先ほどの資料の説明でご質問やご意見などございますか。

委　員　　兵庫県、京都府で要求行為を禁止しながら、罰則規定では、欺罔や威迫等に限定している経緯については、なにか把握されていることはありますか。

事務局　　　公開されている議事録を確認しましたが、欺罔や威迫等の手段を使って送信させられたケースは青少年の判断能力の未熟さにつけこむ悪質な場合であるから罰則での対応が必要という議論がされたようです。青少年から自発的に働きかけているケースについては、教育・啓発の充実を図ることで対応するとしており、法的観点からの議論はなされていないようです。

委　員　　資料1の「大人対児童」の２、３の部分に、私としては、罰則を付けた方がいいのではないかと思ったものですから、この部分に罰則をかけなかった経緯が何かあるのかなと疑問に思いました。この部分はまた後ほど議論できればと思います。

委　員　　　確認ですが、資料1の一番右端は、東京都、兵庫県、京都府は、当該児童にかかる児童ポルノの提供を求める行為で、威迫、欺罔、困惑、利益供与がある場合は、罰則付きで規制、30万円以下の罰金ということで、威迫、欺罔等によらない場合は、何人に対しても要求してはならないという一般的な規定を置いて、罰則は設けていないということですね。

事務局　　　兵庫県と京都府に関しては、そのとおりで、一般的な禁止規定を置いています。罰則については威迫・欺罔・困惑等があった場合には30万円以下の罰金としております。東京都は一般的な禁止規定は置かず、威迫・欺罔・困惑等を用いて児童ポルノを要求する行為について罰則付きで禁止しています。

委　員　　　兵庫県と京都府が一般的にこの禁止規定を設けた根拠は何になるのでしょうか。つまり、この規定を置くと「児童対児童」のいわゆるセクスティングと言われる性的画像のやりとりについても画像要求しては駄目という禁止規定になっています。その根拠は、どういう議論があったのでしょうか。

事務局　　中高校生同士の自画撮り画像のやりとりにも対応が必要という意見が出されたようです。

委　員　　性的画像の提供を要求するものではないというような感情的なものがあったのでしょうか。一般的に、東京都と兵庫県・京都府の考え方の違いというのは結構重要だと思います。東京都は一般的な要求行為についてはなんら規定がない。恋人同士のセクスティングの場合は、規定から外れることになります。一方、兵庫県と京都府は罰則はないが禁止している。そこの考え方の違いは重要ではないかという気がします。

事務局　　　東京都の場合は、いわゆる言論の自由等との兼ね合いで、過度な規制につながる恐れがあるという判断をされたようです。

委　員　　　児童ポルノの要求行為を規制するといっても、内容は似ていますが、東京都と兵庫県、京都府は全く考え方が違うということになります。かなり性格の違う規制のあり方、方法になってるのではないかという気がします。

委　員　　　性的な画像を青少年が誰かに提供するということは、それは拡散等のリスクが非常に高まるわけで、そういう意味では、潜在的に青少年に害を及ぼす可能性がある。ただ、その提供を求める、提供することを装うこと全てを処罰することにすると、交際中とか個別事情で処罰するほどには当たらない場合もある。無条件に提供を求めることを広く処罰することは難しいと思います。

しかし、基本的には性的画像を要求することは望ましくない。つまり現在交際中であっても、いつ事情が変わるかわからない。もちろんその後、拡散したりするとリベンジポルノの領域になりますが。拡散されてしまったら遅いので、性的画像って非常にセンシティブなものなので、そもそも提供を抑制するという事を仮に交際中であったとしても望ましくないことだと宣言する。処罰には値しないけれども、そういうメッセージはちゃんと明確にしておくと、そういう考え方は非常に理解はできるところだと思います。

委　員　　　京都府や兵庫県の考え方の方が子供達にはわかりやすい。青少年に対して裸の画像を要求することは条例で禁止されているから「送らなくてよい」と指導がしやすいと思います。

委　員　　　端的に言えば東京都の考え方は、児童ポルノ禁止法で7条4項の児童ポルノ製造罪がありますよね。児童に2条3項各号の姿態をとらせて撮影するという製造罪、それの未遂規定がないから、この要求行為は7条4項の未遂という性格を強く持ってるというか、そういうものとして要求行為への規制を設けたと思います。

兵庫県と京都府は、児童ポルノ製造罪とは関係なしに、一般的に性的画像を要求する行為は駄目なんだと、製造罪の予備行為とかそういうことではなくて。特にその中で、威迫とか欺罔とか困惑という手段の悪質性が高いものに罰則をつけたという感じだと思います。

東京都は、7条4項の未遂行為という性格づけを持たせて、兵庫県と京都府はそうではなく、全く違う観点から大きな網をかぶせて、その中で違法行為、違法性の高い行為だけを罰則付けたと。必ずしも7条4項の未遂行為という位置づけではないのではないかと思います。

委　員　　　児童ポルノ禁止法自体の性格というのが非常に曖昧な部分があって、性的虐待、性的搾取からの児童の救済というか防止というのが法の目的であるものの、立法段階で性的搾取とは何かとか、性的虐待は何かとかいう議論がほとんどされていなかった。だから、児童ポルノの手口が変わって、自画撮り被害等が増えてきている現状で、児童ポルノ法の運用について、ものすごく混乱もたらしていると思います。

例えば児童に対しても、これは正犯たり得るのかとか、児童自体が児童ポルノ法の主体となり得るのかどうかというのはほとんど議論されていなかった。非常にあいまいになっていると感じます。兵庫県と京都府については、児童も一応主体という位置づけで見ていきましょうと、そういうニュアンスは伝わってくる、東京都は、そうではなくて被害者として位置づけていきましょうということでしょう。だから、そこが定まってない感じがします。

委　員　　　東京都と兵庫県・京都府で考え方や内容が違うかどうかという点については、委員がおっしゃるのは、児童ポルノ規制法の未遂罪がないというところに起因していて、それで東京都は、それを補完する位置付けであるけれども、京都、兵庫は、一般的に無条件に提供を求めてはならないというのが入ることによって性格が違うというふうに理解しました。

ただ、東京都方式が児童ポルノ禁止法の延長線上にあるかというと、やっぱり未遂そのものとはまた違うと思います。威迫、脅迫で、通常の未遂罪は、（未遂といっても、ある種の間接正犯の未遂みたいなことをいいますが）そういう意味では、脅迫、威迫みたいに必要だとは思いますが、何か間接正犯の未遂罪というのが通常設けがたいところがあると思うので、いずれにしても製造罪の未遂とは切り離されているんじゃないかなと思います。

今、便宜的に児童ポルノ禁止法でいうと、確かに、未遂罪があればそれに近いだろうと思いますが。やっぱりいずれにしてもちょっと違いますので、そこはあまり、京都・兵庫方式と東京都方式と区別する必要はないのではないかと思います。両者にはそんなに違いがないと私は思いました。

あと、ひとつ質問があります。この条例の適用範囲というのは、SNSを介した出会いとは違って全くリアルな部分がない可能性もあるので、被害者は大阪府にいるけれども、加害者が大阪府にいるとは限らない、他府県にいる可能性も充分あるというときに、被害者は大阪府在住なので条例の適用があると理解すればいいのでしょうか。

仮にそうだとして、では、被害者・加害者が他府県にいるというときに、実際に検挙するのか、理屈上できるのかという話と、実務上、実際にやるのかという話と分かれると思いますが。ただその辺がはっきりしないと、この条例の規定を作ったとしても、どれぐらい意味があるのかという点がわからないと思います。実際適用できて、例えばすごい遠方にいる場合や京都とか神戸という近い地域に居る場合は検挙しようと思えばできるかなと思いますが。そのあたりはいかがなものでしょうか。

委　員　　　これ、色んなパターンがあると思います。行為者と被害者がともに大阪にいるケース。これは問題なく適応可能ですよね。行為者は他府県、被害者は大阪にいるケースと、それから逆のケースもありますよね。行為者は大阪で被害者が他府県の児童であるという場合ね。それから、たまたま修学旅行等で大阪に来てる人。例えば九州の高校生が大阪に遊びに来て、そのときに要求行為があった場合などは実務ではどうされているのですか。

少年課　　　要は、被害児童が大阪府内にいれば、行為者が関東にいる場合でも大阪の条例を適用します。それと逆に、被害児童が府外で被疑者が府内にいる場合は、被害児童のいる県の条例を適用することになります。

修学旅行で他府県の生徒が大阪府内にいたときに被害に遭えば大阪府の条例を適用します。被害にあった発生場所を起点としますので、大阪府の条例なり、大阪の子が九州に修学旅行行って何かそういうトラブルがあれば、九州の条例での適用、そこの発生県の条例を使って事件化していくということになります。

委　員　　　例えば被疑者が大阪にいて、大阪の高校生が東京へ新幹線で旅行してる時に要求行為したらどうですか。

少年課　　　それが一番難しい。最終的に性的画像を送った場所が大阪府内なら大阪府の条例で適用しますが移動中であれば、実際の時間を特定すること等が難しい。考え方は、要は発生場所というか被害場所を起点に考えています。

委　員　　　それは東京都の条例でも同じような考え方ですか。

少年課　　　もちろん他府県も一緒です。

委　員　　　刑法上はご存じのように、結果か行為の一部があれば、属地主義で、刑法を適用できます。例えば日本からアメリカ人を殺そうと思って、日本からアメリカに毒を送った場合は日本の刑法が適用されますよね。そういう考え方とはちょっと違うということですか。

少年課　　　はい。その辺は、条例の考え方でいうと、被害場所を起点に考えるというのが一般的です。日本全国どこの警察も一緒です。

委　員　　　例えば大阪在住の子が奈良の学校に通っていて、奈良の学校から帰る電車の中で送ってというメッセージを受信した場所が大阪府内であれば大阪の条例が適用できると、そういう理解でいいですか。

少年課　　　そういうことです。

委　員　　　画像を求める行為を規制した場合は、画像を送った時点ではなくて、送ってと要求行為を受信した時点ということになるのですか。

事務局　　　要求を相手に知らせた時点、つまり、児童側が要求メッセージを受信した時点という考え方が妥当ではないかと思います。

部会長　　　被害が出る前に処罰するというのが趣旨ですよね。送らせた場合は、児童ポルノ製造罪が適用されるから、それまでに処罰というか規制するのが、今回議論している規制の趣旨です。だから、いつの時点で要求したかということが重要になります。

奈良にいる時に要求したら適用されない。その子が大阪の自宅に帰ってきた時に要求したら、条例適用ある、ということになりますよね。相手がどこにいる時に要求行為があったかということですね。それは他府県に被疑者がいる場合でも同じことで、例えば北海道に被疑者がいて、相手方の被害者の高校生が大阪にいて、奈良の高校に通ってるという場合もそうです。スマホ触ってて、奈良にいる時に北海道の被疑者が画像を送ってくれと要求したら、大阪の条例は適用できない。大阪の自宅に帰ってきてその時に北海道の被疑者が送ってくれというのは、適用があるということです。

委　員　　　条例化した場合は一定の抑止力も当然かかってくるとは思いますが。自画撮り被害児童数の推移を警察庁はホームページに掲載していますが、この数値は事件化して表面に出てきている件数ということですよね。この中には大人からがほとんどなのか、それとも、児童対児童のものも含まれているのか、その辺りの内訳は出ていないのですか。

そもそも、これらの件数は表に出てこなければ把握できないですよね。この条例化は何を求めることになるのか、単なる抑止力でしょうか。その辺がちょっとわかりにくいのですが、いかがでしょうか。

委　員　　　私の理解では、一般的な抑止力ではないかと思います。何人も児童ポルノを要求してはいけませんという宣言的なものなのではないかと思います。児童が送ってきたら児童ポルノ製造罪で児童ポルノ法違反という立派な犯罪になるわけですから。

委　員　　　性的画像のやりとりがあっても、トラブルにならなければ認知もされないということですよね。

部会長　　　もちろんそうです。あくまでも認知件数ということです。

事務局　　　ここで、本日の欠席委員からのご意見を紹介させていただきます。

　　　　　　先日、まさに自画撮り被害の事例が近隣で発生しまして地元の警察に相談したと聞きました。自画撮り画像を要求するに至った相手の手口は、警察庁等がよく啓発しているリーフレットや動画にあるような手口で、親密な関係を期待させて個人情報を次々に聞きだし、要求をエスカレートさせていくもので、最後にはおどしや強要を伴う要求となったため、怖くなって昔の恩師に相談し、問題が発覚したというものです。

この事例から私が考える問題点としては、①青少年に対して、インターネットに潜むリスク等現実の情報提供と危険回避の方法を考える機会が必要であるということと、ネットトラブル、特に性的な要件が絡むトラブルが起きた時は、周りの近しい大人に知られたくないという気持ちから相談する機会を失ってしまいがちであるため、②気軽に相談できる窓口や通告の仕組み、又は削除要請の方法や具体的な対応方法をアドバイスしてくれる仕組みが必要ではないかということ。加えて、遮断システムのようなものが技術的に作れないのかということ。

また、本事例で警察に相談したところ、送信した画像が児童ポルノには該当しない下着姿の写真だったため、相談に応じてもらえなかったということから、③大人が青少年に対して裸の写真を送るよう求める行為を青少年保護の観点から駄目といえる根拠となるものが必要ではないかということ。

以上、私なりの現在の問題点について述べさせていただきました、とのことです。

部会長　　　はい、有難うございます。今のケースは、私の考えでは、強要未遂罪が成立するのではないかと思いますが、警察の見解はいかがですか。

少年課　　　　ケースバイケースで強要罪とか脅迫罪を念頭において捜査をする場合もありますが、該当しない場合もあります。

部会長　　　　そうですね。現行法で規制されている部分とそうでない部分を整理して議論していかないといけません。強要罪というのは、暴行又は脅迫を用いて義務のないことを行わせるということですし、強要には未遂規定もありますから、現行法である程度は規制がかかっていると思います。

委　員　　　　今の点が重要に思うのは、確かに理論的に重なるような行為に対していたずらに罰則規定を増やすことが色んな弊害を生むというのは、そこは一方でその通りだと思います。他方で、やはり脅迫罪というのは、構成要件、刑法に書いてありますけども、捜査実務としてこの程度にならないと実際、立件は難しいという相場観みたいなものが、多分あるのだろうと思います。

新しく発生した問題に対しては、なかなかその相場観とマッチせずにそのギャップの中で、必ずしもきちんと対応されない場合があるのかなという、これは、半分質問ですけれども、疑問があります。

例えば、京都府条例ですと、威迫し、欺き、若しくは困惑させていうことで、困惑させてということで広げてるわけですよね。なので、まず、そういうようなギャップをなんとか埋めて、さきほどの事例についても、スムーズに警察に対応してもらえるようなルールにするというようなこともあるのかなと思います。

そういう意味では、非常に強い脅迫であれば、脅迫罪になるが、グレーゾーンのところで被害が生じているというような実情もあるのかもしれないとも思います。

委　員　　　　その辺りの整理が必要かもしれないですね。脅迫等は程度の問題が出てくると思いますが、例えば欺罔、困惑、利益供与というのは刑法で規定する強要にはならないだろうから、そのあたりを東京都等の条例はカバーしているんですね。

だから、現行法令では具体的にどういう行為が規制されて、あるいは規制されていないのかという具体的な行為をあげないと、少し議論が混乱する可能性が出てくると思います。例えば、困惑のケースでは、「写真を送ってくれないとおっちゃん自殺する」と迫ったケースが該当したものが過去にあります。そういうのは刑法の脅迫や強要には引っかかってこないから条例で規制するという方法が妥当なのかどうかという議論になってくると思います。

委　員　　　　今、先生のおっしゃった、困惑の例ですね、それと、巧みに誘導というのと、どう違うのでしょうか。

委　員　　　　色んなケースがあるでしょうね、例えばモデルにしてやるとか、タレントとして紹介してやるとか。困惑というのは、判断力の未熟なところを突いて、どうしていいかわからないという、そういう状態にさせるということです。巧みに誘導というのは、そうではなくて相手方は一応、不十分というか、不完全だけども、一応納得して行うということです。

委　員　　　でも、だまされているわけですよね。

委　員　　　はい。だからその辺は、細かい区別があると思います。

委　員　　　威迫と脅迫とは、かなり差があるのですか。

委　員　　　　同じようなものですが、威迫の場合は、怒鳴るというのも威迫になってきます。脅迫というのは、加害することの告知だから生命、身体の自由、財産、名誉について害を加えると、「○○しなかったら殺すぞ」とか「殴るぞ」とか「家に火つけるぞ」とかいうのが脅迫。大声で怒鳴ったりするというのは、威迫になります。そのへんの違いはあると思います。

委　員　　　　疑似恋愛みたいになって、何か僕のこと好きやったら送ってくれるよね、みたいなのは困惑でしょうか。

委　員　　　　困惑あるいは欺罔かもしれません。その辺りは事例によって、いろいろ違う部分もあると思います。例えば、40代の成人男性が自分は中学生だと偽ってメールをやり取りしてるというのは欺罔になるかもしれません。

委　員　　　　例えば東京都や兵庫県のような条例ができたとして、画像要求行為が発覚するというのはどんなケースが想定できますか。

事務局　　　　送らせ製造罪（第７条4項）をもとに発覚する場合や青少年自身からの相談が想定されます。

委　員　　　　被害者は単独で、その児童だけに要求しているという場合はなかなか見つかりにくいですよね。複数人に求めている場合でもすでに画像を送らせてしまっていたら、児童ポルノ製造罪で処罰可能ですよね。もちろん要求したという行為もこの中にあると思いますが、要求して送ってこないケースもあると思います。その場合は要求されている児童に対して個別に働きかけができると思いますが。

事務局　　　　全てのケースで対応できるかということは別として対応可能であると思います。

委　員　　　　これ当然、故意犯ですから、相手が18歳未満という認識は要りますよね。仮に18歳以上の子が「自分は18歳未満だ」と言っていて、それに対して被疑者が18歳未満だと思って画像を要求した場合は、どうなりますか。

事務局　　　その場合であれば、微妙なケースで事案に応じて判断することになると思います。

委　員　　　　質問ですが、被害児童一人に聞いてみたら、複数の男性と繋がっていて、この人に送ってしまったけど、この人には要求されてもまだ送っていないという事例もあり得るのですか。珍しいパターンではないと思うのですが。

少年課　　　珍しいパターンではありません。被害児童は一人でも、「送ってよ」と言った大人が何十人も出てくるということはあります。

委　員　　　　要求の時点で規制することの一つのメリットとしては、一人に要求した時に断られたら、また別の人に要求する、それを、どこかで発覚したところで止められるというのが一つのメリットだと思います。要求されて送った人もいれば、まだ要求されただけという人もいる。送ってないから今の時点では規制にはならないけれども、そこで要求してきた人を抑えて次なる被害者を出さないということはできますよね。勿論どれだけできるかというのはありますが。

委　員　　　　要求行為を処罰することの意義ですが、まず他の関連でちょっと確認です。要求して送られてくる、実際に送られてくれば、児童ポルノ製造罪が成立するという話ですが、これは無条件に成立するわけではないですよね。これは、間接正犯と考えるのでしょうか。

委　員　　　それは判断が分かれていますね。

委　員　　　いずれにせよ、自由意思があった形で送信させないと成立しないのでしょうか。

委　員　　　　いや、そうでもないですね。専ら児童は被害者だという前提で、児童が自由意思で送ってきた場合であっても、児童ポルノ製造罪にしてるという判例はあります。

委　員　　　それはつまり判断能力がないから、結局は道具であると考えるということですか。

委　員　　　　ただ、児童ポルノ製造罪が成立しないとしても、単純所持は成立します。送ってきた段階で。児童ポルノ単純所持罪はね。だから、いずれにせよ処罰されるのです。製造罪で処罰されるか単純所持罪で処罰されるかの違いだけで、画像が送られてくれば処罰は可能です。

委　員　　　　そうすると先生がおっしゃったようなシチュエーションだとか、さきほどの事例みたいに途中段階で相談するというような場合は適用できるということですか。もちろんこれも強要で整理するということもあるかもしれないですけど。なので現行法では処罰されないものもあるということですかね。

委　員　　　　それから、自分が要求しているのは児童ポルノだという認識が要りますよね。児童ポルノと解釈できるような言葉を使って要求しているという行為が。例えば単に写真を送ってくれというのでは要求行為にはなりませんよね。

事務局　　　　そうですね。ある程度の部位を指定してというのはあります。胸の写真とか下半身の写真を送ってくれとか言うことですね。

委　員　　　下着写真はどうですか。

事務局　　　　下着写真は、3号ポルノというのがありますが、いわゆる「着エロ」と呼ばれているもので、何分間かの動画で水着・下着姿で下半身をことさら強調して撮影されているものもありますが、最高裁まで争われているものもたくさんあります。下着とか水着姿は児童ポルノに該当するかどうか、結構判断が分かれていて微妙です。

委　員　　　　水着の写真を送ってくれとか、プールで泳いでる写真を送ってくれというのは、それだけでは処罰できないですよね。

事務局　　　　それは性的好奇心をそそるかどうかによると思います。単なる水着姿では難しいと思います。

委　員　　　　東京都等の条例では、児童ポルノ法が定義をしている「児童ポルノ」の提供を求めてはいけないということですが、児童ポルノという言葉を使わなくても、児童ポルノと判断できるような写真を要求してはいけないということですね。

委　員　　　　質問ですが、写真や動画を送れではなくて、例えば、Facetimeなどでネット機器を介して直接リアルタイムで繋がってる状態で服を脱げと言う、その服を脱いだ姿を見ただけで、画像は保存しなかった、そして児童はまた服を着たという例があった場合、どうなるのでしょうか。保存していなくても、服を脱いだ場面が画面を通して見れるという時点で画像送信と考えられるのでしょうか。

事務局　　　　最終的には、画像が保存されているかどうかということで判断がわかれます。

委　員　　　　それは、裁判例では強制わいせつで処理する場合があります。13歳未満の場合は暴行・脅迫の要件が不要でしょう。だから、13歳未満と繋がっていて、ちょっと服脱いでみてという場合、強制わいせつになります。13歳以上になると、暴行・脅迫の要件が入るので、相手が服脱いでと言ってそれに応じて服を脱いだというだけでは、強制わいせつにはならないです。

委　員　　　強制わいせつにもならないし、児童ポルノ製造罪にもならないということですね。

委　員　　　記録されないといけませんからね。

委　員　　　ということは、仮に要求行為を規制するとなっても、Facetimeの中で「今、脱いで」というのは規制対象にならないということですね。

委　員　　　児童ポルノではないですからね、それは。

委　員　　　それは、規制した方がいいのではないかと思いますが。

委　員　　　それは児童ポルノ禁止法も同じで、ストリーミングで見る場合は児童ポルノには該当しないんですよ。ダウンロードしてしまったら、児童ポルノになりますが。

委　員　　　今の関連で、動画アプリなんかも、今回規制を考えるのであれば、一緒に考えるべきということになるのでしょうか。

委　員　　　それはちょっと難しいでしょう。アプリを規制するというのは。

委　員　　　視聴者がポイントをあげるからと言って過激な動画を要求するという場合がありますよね。

委　員　　　それは利益供与になる場合があります。

委　員　　　でもそれを保存しなかったら、要求行為にはならないのですよね。

事務局　　　例えば、不適切な書き込みを助長するようなアプリの事業者に対しての規制は、難しいのでしょうか。

委　員　　　無理でしょうね。Winnyの最高裁判決があります。専らそのために作られている場合はアプリの提供者の犯罪性も考えられますが、そうでない場合、圧倒的に合法に使われている場合が多いのであれば、仮に一部で違法な目的で使われていても、幇助にはならないという最高裁判例があります。

これは受信者側がフィルタリングかけるしかないです。

事務局　　　フィルタリング利用にかかる保護者の義務を法令に明記するということはいかがでしょうか。

委　員　　　一般的には可能でしょう。

委　員　　　質問ですが、被害情報というのは、警察に入ってくるほかに、相談機関や児童相談所からというケースもあるのですか。

少年課　　　もちろん様々な形で、相談機関からも情報は入ってきます。児童相談所からの情報提供というものもあります。

事務局　　　　青少年の恋人同士のセクスティングについて規制するのは難しいのでしょうか。また、自画撮り被害だけでなく、もう少し広い観点から、援助交際や着用済み下着の売り込みなど、また最近は青少年を性の対象とする風潮がある中で、パパ活のような性的要件を伴わない援助交際のようなものもあるのですが、そういったものに対して、法的観点からどのような対応ができるのかという点はいかがでしょうか。

委　員　　　　児童ポルノ禁止法自体の性格（運用解釈）が固まっていないでしょう。判例も分かれていますし。児童自体を正犯とする判例もあるから、恋人同士であっても児童ポルノ製造罪になるとか、そういうことも理論的にはあり得ると思いますが。また、児童ポルノ法をどう解釈するか、性的搾取とは何なのか、というところですよね。

委　員　　　　下級審の判断が分かれているのであれば、児童ポルノ法に対する最終の考え方はまだ確立されていないわけで、そのような状況下であれば、地方の実情にもとづいて自治体が独自に考えを立ててやっていくという考え方もありますけどね。

委　員　　　　それは、児童対児童の場合もそうで、高校生対高校生、高校生対小学生という場合もあります。そういう場合に高校生はどうなるのか。正犯となり得るのかどうか。青少年健全育成条例は18歳未満には罰則の適用がないから、そうなると要求行為に罰則を設けたとしても処罰できないでしょう。

事務局　　　　はい、青少年条例で規制するとしたら、18歳未満の者には罰則除外の条項があります。

委　員　　　　しかし、児童ポルノ禁止法では児童は除外されていないので、判例を見てもわかるように処罰される可能性はあります。

委　員　　　　警察の実務の話で、例えば青少年が積極的に自分から誘いをかけているケース、援助交際なんかでも、その場合の児童の扱いというのはどうなるのでしょうか。

少年課　　　　基本的には被害児童という取扱いですが、そういう場合でも児童相談所とか、あるいはぐ犯少年として家裁に通告する、場合によっては身柄付で家裁に通告すれば鑑別所に入りますから。被害児童といっても、ぐ犯少年としたり、あるいは継続補導といって、継続的に相談支援をします。全てのケースについて、被害児童だから保護した後の対応を何も行わないというわけではない。今後、将来的にも同じようなことを繰り返しそうだという場合に、親の監護能力をみたり、その子の性格を考えて家裁に送致したり、状況によっていろんな対応があります。

委　員　　　　状況によって被害者として扱われる場合もあるし、ぐ犯として処理される場合もあるということですね。裁判例では共同正犯にしているというものがいくつかありますが、共同正犯とされた場合も同じですか。

少年課　　　共同正犯になれば、お互いが被疑者になります。

委　員　　　その場合はもう、被害者という取扱いではないですよね。

少年課　　　　法律上は被害者ですが、共同正犯の場合はお互いが被疑者になります。被疑者となった児童に対しては家庭裁判所を経由し、警察が処分終了後、指導することも可能です。

委　員　　　経験的なところで、児童から誘いをかける事例というのは結構あるのですか。

少年課　　　　結構あると思われます。デート援助交際なども流行ってますからね。直接やりとりしてデートした後に、直接お金をもらう。

委　員　　　　JKビジネスなどもそうだと思いますが、私の経験では、30代、40代、50代の被疑者というのは少ないのではないかという気がします。むしろ20代前半、例えば大学生が高校生と付き合っていてやりとりしているケースの方が多いような気もするのですが、いかがですか。

少年課　　　そうとも限りません。高い年代の方もいます。

部会長　　　　難しいですね。一番問題なのは、児童の方から積極的に働きかけている場合の要求行為をどう考えるのか。もう一つは、児童ポルノというふうに要求せずに、綺麗な写真を送ってとか水着の写真を送ってとかいう、表現からは直ちに犯罪行為であると認識できないような要求行為をどう考えるのかですね。

次回は事業者の話を聞いて、このあたりについても議論を深めていけたらと思います。まだまだ話は尽きない。議論するべきことがたくさんありますね。少しずつでも議論を深めていけたらと思います。

事務局　　　　質問ですが、売春防止法では売春した側には処罰がないですよね。例えば、青少年自身が積極的に画像の提供や援助交際等を働きかけている行為に対して、健全育成の観点から処罰規定を設けるというのは可能でしょうか。

委　員　　　　それは無理です。大前提として、青少年は心身ともに未成熟であるが故に、保護されるべき存在という法の考え方がありますので。

委　員　　　　売春防止法には売春をしてはいけないという規定はありますよね、それで罰則はないということです。周りの斡旋した人などには罰則があって、売春をした人には罰則がない。売春防止法というのは、青少年条例と構造がよく似ています。婦女子は保護すべき存在で、とてもパターナリスティックな制約です。売春女性は保護すべき存在だから、処罰されない。斡旋した者などを処罰する、そういう立て付けになっています。

委　員　　　　ただ、売春防止法では、売春した側への処罰規定もない。女性のほうだけ婦人補導院に収容されるという立て付けになっています。

委　員　　　　少年法と同じで、売春した女性そのものは処罰ではなくて更生させなければならないという考え方です。買春した方を処罰しないのはけしからんという意見がありますが、それはまた別の議論になります。そのような中で、青少年が援助交際等の不適切な交友をした場合を処罰する条例を設けることは、法律違反になるのではないでしょうか。

委　員　　　　成人女性が売春をしても男の方は処罰されない。特に子どもの場合に処罰されるというのは、子供の健全育成という法益を侵害しているからということでしょうね。

委　員　　　　売春防止法は、買った者を処罰してはならないという趣旨までをも含んでいるかどうかはわかりませんが。

委　員　　　いや実際に処罰されていないでしょう。

委　員　　　　法が処罰していないから、条例で規制することが出来るかどうかということですか。条例が法律に違反することになるかどうかですね。法の趣旨は明確なので、条例で女性を処罰すれば法律違反になるのではないですか。

委　員　　　そうでしょうな。

事務局　　　　恋人同士の性的画像のやり取りについては、個人の趣味や判断だから、法律が関与するものではないという考え方があるのでしょうか。

委　員　　　　画像が流れてしまうと、リベンジポルノ法で処罰されるけれども、要求行為を規制することは、ちょっと無理でしょうね。まさに、法は家庭に入らずということになるんじゃないでしょうか。成人でも恋人同士で送ってくれと言っても何も問題にならない。それを公開するとリベンジポルノになるけれども。それと同じことだと思います。

委　員　　　禁止規定を入れることは別に問題ないと思います。

部会長　　　　だんだんと整理できてきましたね。次回は資料１のAの部分、２と３の部分ですね。やはり大人対児童のところが問題になると思うので、ここをどう考えるのか。あと、定義が曖昧になってはいけないので、児童ポルノに限定するかというところもですね。

委　員　　　　東京都の答申にもありましたが、これは地域性の問題ではないので本来は法律でやるべき問題だと思います。そうは言っても法律ができるまでは条例で対応するとなった場合でも、児童ポルノの定義についは、あんまり独自の立て付けにしない方がいいのではないですか。

委　員　　　　立て付けは大きく変えないにしても、例えば資料の２や３に該当する部分を、線引きは難しいですが、児童の判断能力の未熟さに乗じて巧みに誘導した上で自発的にという部分を規制対象にできる可能性というのはあるでしょうか。

委　員　　　それは困惑の解釈ということでも可能だと思いますね。

委　員　　　　東京都等の条例ではこういうパターンは処罰対象とはならない可能性があるということですよね。こういうのは本来、罰則の対象にしたほうがいいと思うので、何とかならないかなと思いますが。

委　員　　　　困惑させるのではなく、本当に好意を寄せてという場合。年齢も詐称せず、親身に相談に乗っているうちに、子どものほうが好意を持って、画像を送信するという場合も多々あるのではないでしょうか。

部会長　　　それは判例があって、共同正犯にしています。

事務局　　　　共同正犯になっていて、児童を犯罪に巻き込んでいるからより悪質だという問題提起が前回の議論であがっていましたので、この観点からも今後議論していただきたいと考えています。

委　員　　　　いわゆる淫行規定でも同じように、表面的には恋愛関係にあって交際している風だけれども、実際には搾取しているという趣旨で処罰しているという事例もあると思うので。同じような考え方で、児童側は本気で恋愛していても、騙すとか、年齢詐称とかもないけども、搾取してるような事例というのもどういう形かで規制をかけれないものかなという思いがあります。

部会長　　　　そこは非常に難しい。実際の児童買春の事案でもね、例えば40歳過ぎの男性と18歳未満とで児童買春で摘発されても、真剣交際だったからという主張もあるわけですよ。真剣交際しているという申し立てを完全に否定できるかというと難しいですよね。

　　　　　　そろそろ予定の時間が近づいてまいりました。本件については、今後も実態把握を進めた上で、丁寧に議論をしないといけないと思いますので、次回は、ＳＮＳ事業者を招いて、そのあたりについてお話をいただきたいと思っています。

また、本日皆様方からいただきましたご意見を事務局で整理していただき、次回の特別部会で審議するための資料を、私と事務局で調整の上、作成することにしたいと思います。

それでは、以上で本日の議事を終了します。進行を事務局にお返しします。

事務局　　　　園田部会長、長時間、議事を進行いただき、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして大阪府青少年育成審議会第２回特別部会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。